

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	117	事業名	南相馬チャンネル視聴エリア内難視対策等事業	事業番号	(1)-18-2
交付団体	南相馬市		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費	6,500(千円)		全体事業費	6,500(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
南相馬チャンネルは、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、市内仮設住宅や市外に避難を余儀なくされた市民との繋がりを保持することを目的に、平成 25 年 2 月 21 日から放送を開始、地上デジタル放送波のホワイトスペース(エリア放送)を活用して、市内の復興状況や防災、市民生活などの情報を動画や文字放送により配信しています。 平成 28 年度から平成 30 年度にかけて、避難指示区域の解除(平成 28 年 7 月 12 日)を受け、市民の帰還促進や帰還した市民のコミュニティ再生等を図ることを目的に視聴エリアの拡張を図り、市内全域で 42 局の送信局を整備したところです。 令和 3 年 6 月 30 日現在、市内居住区域の約 83%の世帯数が視聴可能となっているものの、視聴エリア内においては、アンテナの向きや障害物などの影響により、視聴できない世帯からの難視対策についての強い要望があり、またエリア外の世帯からも同様に要望を受けております。 また、避難された市民が一時帰宅時に、南相馬チャンネルの視聴できる環境があることで、市内の復興状況や、市民生活の情報を得ることができ、帰還促進の一助として見込まれるところです。 このことから、難視エリア等を解消し、多くの市民が南相馬チャンネルの恩恵を享受できるようになることで、避難指示が解除された地域の再生、帰還住民のコミュニティの再生及び帰還の更なる加速化を促進することを目的とします。					
事業概要					
●南相馬チャンネル視聴エリア内難視対策等事業 ア)原子力災害による避難者のために建設された復興住宅の影響で難視となっている世帯(避難生活の長期化により期間後に判明)や、避難先からの一時帰宅した際に難視が判明した世帯を含め、現在、視聴エリア内で難視となっている世帯に対し、南相馬チャンネル視聴用のアンテナ等の設置貸与を実施する。 対象世帯の要件 (1)2011 年 3 月 11 日から継続して、東京電力福島第一原子力発電所から半径 30km 圏内かつ南相馬市内に住民票があること (2)対象の住居が、東京電力福島第一原子力発電所から半径 30km 圏内であること (3)既存の地上デジタルテレビ放送用アンテナでは、視聴ができないこと ※住宅の新築、増改築やアンテナの交換等により、視聴が困難となった場合を除く (4)南相馬チャンネル放送の送信局からの電波受信レベルが良好であること (5)インターネットやモバイル通信、スマートフォン等を利用した視聴手段がないこと イ)視聴エリア外の拡張に関する検討調査					
【南相馬市復興総合計画 後期基本計画-第 2 編 後期基本計画-政策の柱 5 地域活動・行財政】					
15 行財政-施策-④市民参加の推進 P73					

主な取り組み 広報紙やホームページ、SNS、みなみそうまチャンネルによる情報発信	
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください	
当面の事業概要	
＜令和４年度＞ ●視聴エリア内難視世帯 100 世帯（旧避難指示区域および旧緊急時避難準備区域）の対策 ・事業費：100 世帯×65 千円＝6,500 千円 ※電波調査の依頼により調査を行った世帯のうち、東京電力福島第一原子力発電所から半径 30km 圏内で、アンテナを設置すれば視聴が可能と判断され、かつ、インターネットやモバイル通信、スマートフォン等を利用した視聴手段を持たない世帯が概ね 100 世帯 ●エリア外拡張検討、調査（※費用等は未積算） ・令和４年度において拡張エリアの検討、年次計画策定後実施 ＜令和５～７年度＞ ●視聴エリア内難視世帯の視聴対策及びエリア外拡張工事 ●エリア外拡張工事 ・エリア外拡張工事については、令和４年度検討結果を踏まえ実施	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
南相馬チャンネルは、原子力災害の影響を受けた地域で住民が安全かつ安心して生活ができるよう、必要な行政情報を発信するツールの一つとして大きな役割を担っています。 一つには、環境放射線に対する市民の関心度が高く、未だなお多くの市民が環境放射線の影響を懸念しています。そのため、市民が安心して生活できるよう、原子力規制委員会が管理する放射線モニタリング情報共有・公表システムからのモニタリング結果の情報を常時発信し、市民の環境放射線への影響に対する不安の払しょくに繋げています。 二つには、長期化する避難生活の影響により核家族化が進展するなど世帯構成が大きく変化し、また、現在も避難を継続している市民が多く、被災前には当たり前であった近所づきあいや地域コミュニティ（行政区・隣組での市民活動など）が希薄化しています。そのため、地域の住民同士の何気ない会話などを通じ、これまで得ることのできていた行政情報やまちの様子などを発信することにより、被災前の市民の暮らしを保管する役割を担っています。 本市が安全で安心して生活ができる地域であること、また、市民の活力や賑わいなどを、映像を通じて伝えていくことで、市民の帰還に対する機運醸成と帰還後の地域コミュニティ再生の一助としての機能を整えるべく、視聴エリア内の難視対策を講じるものです。	
関連する事業の概要	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	